

## 運 営 規 程 の 例

### デイサービスセンター 歩き方から 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕事業運営規程

#### (事業の目的)

第1条 株式会社 モネが設置するデイサービスセンター 歩き方から（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕を提供することを目的とする。

#### (指定通所介護の運営方針)

第2条 事業所が実施する指定通所介護は、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (指定介護予防型通所サービスの運営方針)

第3条 事業所が実施する指定介護予防型通所サービスは、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪市通所サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業の運営)

第4条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供にあたっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### (事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター 歩き方から
- (2) 所在地 大阪市住吉区東粉浜 3-21-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 生活相談員兼務

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 2 人以上 管理者・介護職員兼務

介護職員 3 人以上

機能訓練指導員 1 人以上 介護職員兼務

看護職員 1 人以上 (業務委託契約)

通所介護従業者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画等の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間

1. 1 単位目 9 : 00 ~ 16 : 05

2. 2 単位目 9 : 00 ~ 12 : 05

3. 3 単位目 13 : 30 ~ 16 : 35

(4) 延長サービス可能時間帯 なし

(指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用定員)

第 8 条 事業所の利用定員は、1 日 25 名とする。

1 単位目 12 名、2 単位目 13 名 3 単位目 13 名

(指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容)

第 9 条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導 (相談・援助等) レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) アクティビティ (介護予防) など

(利用料等)

第 10 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号)によるものとする。

2 指定介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に規定する額 (月単位) とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合も徴収しない。

- 4 食事の提供に要する費用については、昼食1食700円、お弁当1食650円を徴収する。
- 5 飲み物の提供に要する費用については、1杯100円を徴収する。
- 6 衛生用品の提供に要する費用については、尿取りパット1枚50円、リハビリパンツ1枚150円、髭剃り1個50円、マスク2枚50円を徴収する。
- 7 その他、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 8 利用者又はその家族が、正当な理由がなく通所介護の提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する
- 9 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 10 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、大阪市内全域の区域とする。

（衛生管理等）

- 第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
  - 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

（感染症予防、まん延防止の対策）

第13条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 利用者は指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（ハラスメントの防止等）

第15条 事業者は、適切な指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントについての方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（緊急時等における対応方法）

第16条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第17条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

（苦情処理）

第19条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関し、法第23条又は第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
  - (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項の内、(1)、(2)及び(4)については講じるように努めるものとする。
  - 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第22条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、指定通所介護(指定介護予防通所介護)の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、指定通所介護(指定介護予防通所介護)に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 モネ と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。